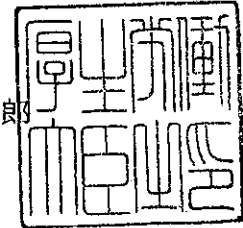


厚生労働省発食安第1129001号
平成 1 7 年 1 1 月 2 9 日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品安全基本法第 2 4 条第 2 項に基づく報告について

食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 2 4 条第 2 項の規定に基づき、下記事項について貴委員会に報告する。

記

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 1 5 年法律第 5 5 号）による改正後の食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 1 1 条第 3 項の規定に基づく食品中に残留する農薬等に関するいわゆるポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準等の設定に際し、当該残留基準等の設定が食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 3 号に該当することから、同法第 2 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき、同項本文の規定に基づく同法第 1 1 条第 1 項に規定する食品健康影響評価の依頼を事前には行わないこととしていたところ、平成 1 7 年 1 1 月 2 9 日をもって当該残留基準等を設定したこと

